

交通手段における補足資料

自家用有償旅客運送・行こうCar

1. 自家用有償旅客運送とは

バスやタクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない過疎地域等において、住民等の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組みのことで、大きく2つに分類されます。地域公共交通会議等で地域における関係者間での協議を経て、道路運送法に基づく登録を行うことで運行することが可能となります。

項目	概要
交通空白地有償運送	市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの
福祉有償運送	市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

2. 事業者の協力による制度の創設（事業者協力型 自家用有償旅客運送）

道路運送法の改正により、令和2年11月より運行管理や車両の整備管理において、バス・タクシー事業者が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されています。これにより、両者にメリットのある着地点を提案し、合意形成が容易になりました。

【役割分担】

○バス・タクシー：ノウハウを活用し、運行管理等を担う

○市町村等：自家用有償の運行主体を担う

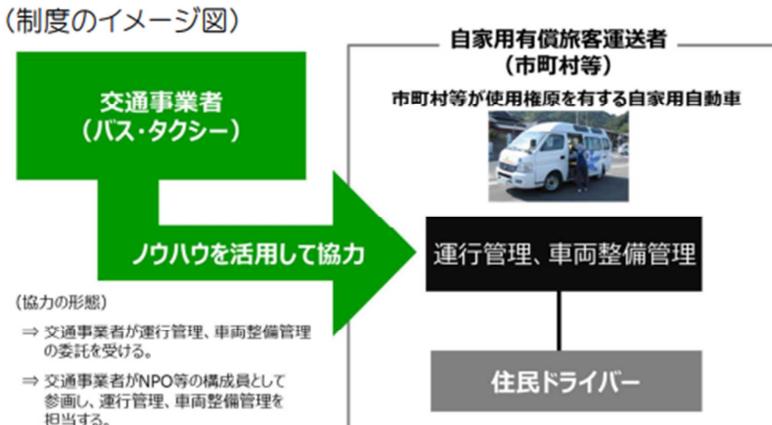


図 制度のイメージ

移送サービス『行こう Car』

利用できる方	「自動車やバイクの運転ができない」「家族などによるお出かけのお手伝いを受けることができない」方などで、次の①か②どちらかに該当する方 ①介護保険法の「要支援」に認定されている方 ②介護保険法の「要介護」に認定されていない75歳以上の方 ※ご夫婦などの登録は世帯登録となります。
利用内容	買物、病院、散髪、役場、墓参りなどのお出かけの送り迎え ※病院や整骨院などについても、時間の範囲内で送り迎えします。
運行区域	熊取町、泉佐野市、貝塚市
利用できる日	毎週月曜日から金曜日までの毎日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）
利用時間	下記①～③の内のいずれかの時間帯（送り迎えの時間を含め1時間30分） ①9時30分～11時00分 ②12時00分～13時30分 ③14時30分～16時00分 ※一日で①と②、②と③を組み合わせてご利用することもできます。
利用回数	1世帯月2回まで（組み合わせでのご利用は、月2回ご利用したことになります） ※ご夫婦などの世帯登録の場合は、2人で2回までとなります。
予約について	1回のご利用ごとに次の予約をお願いします。 (2回分まとめてのご予約はお受けできません) (①と②、②と③の組み合わせでのご予約はお受けします)
利用料	無料
利用にあたって	移送サービス『行こう Car』をご利用するには ご登録が必要 となります。 1. 熊取町社会福祉協議会職員がご自宅へ伺います。 2. 利用登録に必要な①「 <u>利用登録申請書</u> 」②「 <u>誓約書</u> 」の提出をお願いします。 また、③「 <u>顔写真</u> 」と④「 <u>ご自宅の外観の写真</u> 」を撮影させていただきます。 (写真をご用意していただく必要はありません) ⑤要支援の方のみ、お手元に介護保険証のご準備をお願いします。 3. 登録できるかの結果は、1週間以内に書面でお知らせします。 4. 登録の有効期間は2年間ですが、何回でも更新ができます。 更新時期が近づきましたらお伝えします。

内 容 詳 細

ご利用にあたって

- ・移送サービス『行こうCar』は、『ドア・ツー・ドア』のため、運転ボランティアが自宅の玄関から目的地の玄関までの送り迎えをします。
- ・「体を支えて欲しい」「荷物を持って欲しい」などの介助が必要な場合は、必ず付き添い（介助者）の方が同行してください。
※「一緒に買物に行く」「一緒にご飯を食べに行く」など、介助目的以外での付き添いはできません。
- ・付き添い（介助者）をしてくれる方は、ご利用者で確保をお願いします。付き添い（介助者）が同行する場合は、ご利用者宅で一緒にお待ちください。
- ・有料駐車場などをご利用する場合は、ご利用者負担となります。
- ・車椅子のまま車に乗ることができますか、特殊な車椅子では乗れない場合があります。

予約について

- ・利用する1ヶ月前から3営業日前（土・日・祝・年末年始を除く。例えば、月曜日を予約する場合は前週の火曜日。）までに、お電話で熊取町社会福祉協議会へ予約してください。
- ・予約の際は、①氏名 ②予約の日にち ③予約の時間帯（何便でのご利用か）④行き先 ⑤付き添い（介助者）の有無 をお知らせください。
※熊取町社会福祉協議会では車椅子の貸出を行っていますので、必要な方は予約時にお知らせください。
※予約状況や運転ボランティアのご都合により、ご利用できない場合や日時を変更していただく場合がありますのでご了承ください。

予約の変更・キャンセルについて

- ・決まり次第必ずお電話でお知らせください。



申し込み・ご予約について

熊取町社会福祉協議会へ電話またはFAXにてご連絡ください

電話：072-452-6001

FAX：072-452-2658

【担当：泉】

くーみん

第3回協議会資料抜粋

表 将来の各公共交通機関における役割（案）

機能	役割	主な交通手段	該当路線
幹線	ネットワークの基軸であり、熊取町と大阪市等の主要な都市圏を結び、広域的な移動を支える	・鉄道 【利用者数：3,488,000人】※	(JR西日本) ・JR阪和線（熊取駅）
	ネットワークの基軸であり、熊取町内の居住地域と隣接する市町を結び、通勤・通学での移動等、広域的な移動を支える	・路線バス 【利用者数：596,000人】	(南海ウイングバス株式会社) ・南海熊取ニュータウン線 ・熊取山手線 ・府営熊取団地線 (和歌山バス那賀株式会社) ・粉河熊取線
支線	主に中心市街地と居住地域を結び、住民の移動を支える	・ひまわりバス 【利用者数：84,633人】	・つばさが丘方面循環コース ・七山方面循環コース ・青葉台方面循環コース ・自然公園方面循環コース
	ドアツードアなどの個別の需要に対して、細やかな対応によって住民の移動を支える	・タクシー (大阪第一交通株式会社、新泉陽タクシー株式会社、新大阪タクシー株式会社等)	
その他	少量の移動ニーズや特定の目的に対応し、日常生活を支える	・新たな公共交通 (例：デマンド型乗合タクシー、自家用有償旅客運送等) ・福祉交通（福祉有償運送、行こうCar等） ・スクールバス、企業バス	等

※利用者数については2022（令和4）年度実績（路線バス、ひまわりバスの利用者数についても同様）